

一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定による許可をします。

許 可 業 者	住 所 (所在地)	新発田市八幡新田 4 1 6 番地
	氏 名 (名称)	小柳産業 株式会社 代表取締役社長 小柳 秀樹
処 理 業 の 種 類	一般廃棄物処分業	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物のうち、ペットボトル、発泡スチロール、白色トレイ、その他プラスチック、古布、木くず、刈草、空瓶、空缶、紙類	
処 理 料 金	事業計画による料金	
許 可 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令並びに新発田市の条例、規則を厳守すること。 事業計画に基づく処理業務を遂行すること。	

令和 7 年 3 月 1 8 日

新発田市長 二階堂

